

〔平成17年2月21日〕  
歯学系会議承認

改正 平成31年2月13日

## I 総則

### （趣旨）

- 1 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（歯学系）の学位論文の取扱いについては、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科学位内規（以下「学位内規」という。）及び岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（歯学系）学位に関する取扱要領（以下「学位要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

## II 博士課程の学位論文

### （学位論文及び学位論文の要旨）

- 2 学位論文は自著であって、論文の内容が学術雑誌に印刷公表されたもの、又は学術雑誌に投稿中であって、掲載証明書のあるものに限る。  
学位論文の形式は、次の項目のいずれかに該当するものとする。
  - 一 単著論文
  - 二 学術雑誌に公表したいくつかの論文（共著論文を含む）の内容をまとめて、単著論文（但し自費製本）としたもの
  - 三 医歯薬学総合研究科教授会歯学系会議（以下「歯学系会議」という。）で認めた国際的な学術雑誌に掲載された共著論文（但し英語論文で、原則として筆頭著者でなければならない）又はこれに修正等を加えて、単著論文（但し自費製本）としたものただし、共著論文で学位を申請する場合、1論文1回限りとして、共著者の同意を得たものでなければならない。
- 3 学位論文の要旨は、2,000字程度とする。  
（論文審査報告書等の配付）
- 4 研究科長は、歯学系会議における学位授与の判定会議実施日の7日前までに、論文審査報告書及び最終試験報告書を各研究科委員に配付する。  
（学長への判定結果の報告）
- 5 研究科長は、学位を授与すべきものと判定したときは、すみやかに学長に報告しなければならない。
- 6 報告の順番は、学生番号順とする。

## III 論文博士の学位論文

### （課題研究セミナー）

- 7 指導教授を通じて課題研究セミナーに申込み、発表しなければならない。  
（学位論文及び学位論文の要旨）
- 8 学位論文は自著であって、学術雑誌に印刷公表されたもの、又は学術雑誌に投稿中であって、掲載（予定）証明書のあるものに限る。  
学位論文の形式は、次の項目のいずれかに該当するものとする。
  - 一 単著論文
  - 二 学術雑誌に公表したいくつかの論文（共著論文を含む）の内容をまとめて、単著論文（但し自費製本）としたもの
  - 三 歯学系会議で認めた国際的な学術雑誌に掲載された共著論文（但し英語論文で、原則として筆頭著者でなければならない）又はこれに修正等を加えて、単著論文（但し自費製本）としたもの

ただし、共著論文で学位を申請する場合、1論文1回限りとして、共著者の同意を得たものでなければならない。

9 学位論文の要旨は、2,000字程度とする。

**(学力の確認)**

10 医歯薬学総合研究科博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者で、退学後5年以内の者は、学力の確認を免除することができる。

**(論文提出資格の審査及び論文審査手数料)**

11 学務委員会歯学系部会は、学位要領第7条の基準に従って論文提出資格の審査を行い、歯学系会議に報告する。

12 研究科長は、論文提出資格があると報告を受けた者に対して所定の学位論文審査手数料を会計グループへ納付するよう通知する。

**(論文審査報告書等の配付)**

13 研究科長は、歯学系会議における学位授与の判定会議実施日の7日前までに、論文審査報告書及び学力確認報告書を各研究科委員に配付する。

**(学長への判定結果の報告)**

14 研究科長は、学位を授与すべきものと判定したときは、すみやかに学長に報告しなければならない。

15 報告の順番は、学位授与申請順（学位論文の提出順）とする。

**附 則**

この細則は、平成17年 4月 1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成31年 4月 1日から施行する。